

特定事業の選定

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に基づき、「山北町水上住宅整備事業」を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和 2 年 9 月 16 日

山北町長 湯川 裕司

記

実施方針（案）第 1 章 2. 特定事業の選定方法・公表等に関する事項を踏まえ、下記の項目について本事業を評価した。

①事業期間内の長期収支表による各年度の財政支出の発生の確認等の定量的な評価

本事業は、町が直轄事業として実施する場合は一般財源からの支出や町債の発行が必要となるが、PFI 事業として実施する場合は民間事業者の資金調達、及び、地域優良賃貸住宅制度の交付金と入居者の家賃収入等の範囲で回収可能で、町の一般財源からの支出が生じないと判断した。

②本事業を PFI 事業として実施することについての定性的評価

PFI 事業として本事業を実施する場合、民間のノウハウにより質の高いサービスを提供する民間事業者を選択できる可能性が高まり、選定された事業運営能力の高い民間事業者が、当該 PFI 施設の整備、施工、維持管理・運営まで一括して事業を遂行するため、事業の効率化やコスト縮減が期待できる。

また、公有地等の有効活用、移住・定住促進や地域コミュニティの醸成などの様々な効果が期待できる。

以上のような定性的判断により、PFI 事業が有利と判断する。

③民間事業者に移転されるリスクの検討による町のリスクの軽減の確認評価

PFI 事業として本事業を実施する場合、PFI 施設の設計、施工、維持管理・運営に係るリスクを民間に移転することで、町のリスク負担が大きく軽減されるため、PFI 事業が有利である。

④上記①から③の検討による総合評価

①から③の総合的判断は、財政負担の軽減が図られ、質の高いサービスが確保でき、かつ町の移住・定住促進などの施策の実現性の高い事業手法として、町が直接事業を実施する場合より PFI 方式の方が有利である。

以上